

奈良県告示第二百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、薑土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和四年十月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	楠 修保	葛城市薑一四一―一
〃	高木 好清	〃 六九―二
〃	岩本 和夫	〃 一七六―二
〃	高木 清隆	〃 五五
〃	谷原 一安	〃 一〇二
〃	吉川 寛	〃 八五―二
監事	森田 恭文	〃 一五〇
〃	宅 康次	〃 六〇―二

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	宅 康次	葛城市薑六〇―二
〃	楠 修保	〃 一四一―一
〃	森田 恭文	〃 一五〇
〃	岩本 和夫	〃 一七六―二
〃	高木 好清	〃 六九―二
〃	倉本 和彦	〃 一二九
監事	谷原 一安	〃 一〇二
〃	吉川 寛	〃 八五―二
〃	福西 三千春	〃 一六六